

感染症法に基づく獣医師の届出事例

健康局結核感染症課

・ 犬のエキノコックス症

届出年月日：平成17年1月21日

管轄自治体：北海道

概要：別紙1参照

・ サルの細菌性赤痢

事例1

届出年月日：平成17年2月25日及び3月14日

管轄自治体：茨城県

概要：自主検査での確認（別紙2参照）

事例2

届出年月日：平成17年3月11日

管轄自治体：大阪府

概要：自主検査での確認

事例3

届出年月日：平成17年3月16日

管轄自治体：千葉県

概要：自主検査での確認

参考：IDWR（感染症発生動向調査 週報）2005年第9号（2005年3月18日発行）
抜粋（別紙3）

（平成17年3月24日時点）



◆初の「犬のエキノコックス症」の届出—北海道(概要)

厚生労働省健康局結核感染症課

1 背景

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下、「法」という。)」第13条第1項に基づき、獣医師は、政令で定める動物について、政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときには直ちに最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならないとされている。

今般、北海道において犬のエキノコックス症について発生の届出があったのでその事例の概要を報告する。なお、本事例は、獣医師に法に基づく届出義務が課されて以降、初めての届出となる。

2 事例の概要

平成17年1月21日、道内の獣医師より、所轄保健所に、エキノコックス症の犬を診断した旨の届出があった。

当該犬は、ラブラドル犬、2歳、オス。当該犬以外に飼っている動物はなし。飼主は、普段、犬を山で散歩させており、新聞報道等を読みエキノコックス感染を疑い、動物病院を訪れて検査を依頼した。獣医師は、道内の民間検査機関に糞便検査を依頼したが、来院当時、当該犬は特に下痢等の症状はなかった。検査の結果、糞便内エキノコックス抗原検査(ELISA法)が陽性であったことから、北海道大学において、虫卵検査(しよ糖浮遊法)で分離されたテニア科条虫卵をDNA検査したところ多包条虫の虫卵と判定され、1月21日、獣医師あてに検査結果が報告された。なお、今回の事例では、検査の依頼理由として、「よく拾い食いをする」「散歩時や夜間に放す」「ねずみを食べた可能性はないが、感染していないことの確認のため」等を獣医師が飼主から確認している。

(参考)犬のエキノコックス症の「届出基準」及び「診断・対応ガイドライン」

届出基準 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/10/tp1001-4g.html>

診断・対応ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/10/dl/tp1001-4j.pdf>

3 届出を受けた保健所の対応

1月22日、所轄保健所は、法第15条に基づく積極的疫学調査として獣医師及び飼主への聞き取り調査等を実施し、当該感染犬から人への感染防止のための所要の措置(法第27条及び第29条に基づく指示等)を実施した。

(1) 当該犬の駆虫の確認

獣医師は、既に駆虫薬(プラジカンテル)を投与しており、現在、投与後の当該犬の糞便について、陰転確認検査中である。

(2) 糞便の適切な処理の確認

感染判明直後から糞便はビニール袋に保存し、1月22日分までは獣医師が処理。23日以



◆初の「サル」の細菌性赤痢」の届出ー茨城県

厚生労働省健康局結核感染症課

今般、茨城県において細菌性赤痢のサルについて発生の届出があったのでその事例の概要を報告する。

1 事例の概要

平成17年2月25日、県内の実験用サルを取り扱う施設の獣医師より、所轄保健所に、細菌性赤痢のサル4頭を診断した旨の届出があった。

当該施設の獣医師が、輸入者からの依頼により、フィリピンから2月17日に輸入された44頭のカニクイザルについて、細菌性赤痢の検査を実施したところ、2月24日、4頭から菌が分離された。なお、当該施設は、感染症法第55条第4項に基づく農林水産大臣の指定を受けたサルの輸入検疫施設である。

また、3月4日、前回の4頭とは別の1頭から菌が分離(前回の検査では陰性)されたため、前回と同様に当該施設の獣医師より、所轄保健所に届出がなされた。

(参考)サルの細菌性赤痢の「届出基準」及び「診断・対応ガイドライン」

届出基準

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/10/tp1001-4e.html>

診断・対応ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/10/dl/tp1001-4h.pdf>

2 届出を受けた保健所の対応

2月25日及び3月4日、所轄保健所は、法第15条に基づく積極的疫学調査として当該施設の獣医師及び施設責任者への聞き取り調査等を実施し、当該感染サルから人への感染防止のための所要の措置(法第27条及び第29条に基づく指示等)を実施した。

(1) 当該サルの治療の確認

当該施設の獣医師は、感染確認後直ちに抗菌剤による感染サルの治療を実施、治療後3回の糞便検査により陰性を確認したのちに輸入者に引き渡す予定である。なお、3月4日に確認された感染サル1頭については、個別飼育方式であること、分離された菌株が他の4頭と異なることから、二次感染ではなく健康保菌サルからの排菌と思料される。

(2) 糞便等汚染物品の適切な処理の確認

当該施設では、糞便等汚物は消毒剤による殺菌後、活性汚泥処理が行われている。また、使用後の防護衣等は高圧滅菌処理されている。

(3) 接触者の健康調査

感染サルとの接触の可能性のある者は11名であり、健康状態は良好であったが、念のため、検便検査を実施したところ、全員陰性であることが確認された。

3 総括

今回の事例は、輸入検疫施設における無症状保菌サルでの確認事例であり、当該施設は構造及び従事者の標準作業手順から、外部と遮断されており、周辺地域への感染拡大等公衆衛生上の影響はないと判断された。

なお、サルの細菌性赤痢の届出に対しては、それぞれの事例の公衆衛生上のリスクに応じた対応が必要であることから、現在、対応ガイドラインを作成中である。

獣医師が届出を行う感染症と対象動物

平成16年10月1日より感染症法に基づき獣医師が届出を行う感染症と対象動物が追加されました。
*病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。

報告数・累積報告数、疾病・都道府県別

平成17年9週

	エボラ出血熱		マールブルグ病		ペスト		重症急性呼吸器症候群*						細菌性赤痢		ウエストナイル熱		エキノコックス症	
	サル		サル		プレーリードッグ		イタチアナグマ		タヌキ		ハクビシン		サル		鳥類		犬	
	報告数	累積	報告数	累積	報告数	累積	報告数	累積	報告数	累積	報告数	累積	報告数	累積	報告数	累積	報告数	累積
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	1	
北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宮城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
千葉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
静岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
愛知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
三重県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
岡山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
高知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	